

# (別紙)入学手続きにおける入学料免除・入学料収納猶予事前申請の注意点

本学には「高等教育の修学支援新制度」、「大阪大学授業料免除等制度」の2つの制度があり、それぞれ対象者が異なりますので、**申請可能な制度を確認してから手続きしてください。**事前に下記の「入学料免除又は入学料収納猶予を申請する」の各制度の説明を確認しておいてください。

## ✓ 入学料免除又は入学料収納猶予を申請する

### 【注意事項】

この申請は「事前申請」です。入学料免除・入学料収納猶予の申請については、「事前申請」に加えて所定期間内に本申請の手続を行うことで完了します。

なお、この「事前申請」を行わなかった場合、入学料免除・収納猶予の本申請手続が無効になります。（但し、高等教育の修学支援新制度の入学料免除対象者として認定された者が、誤って入学料を振り込んでいた場合を除く）

### ・「高等教育の修学支援新制度」の免除について

「高等教育の修学支援新制度」は「給付奨学金」と「入学料・授業料免除」が一体となった支援です。日本学生支援機構の「給付奨学金」に採用された方を対象に、給付奨学金の「支援区分」（例.第Ⅰ区分等）に応じて、入学料及び授業料の免除が適用されます。

「高等教育の修学支援新制度」の申込資格は「給付奨学金」と「入学料・授業料免除」で共通しているため、「給付奨学金」の申込資格に合致していない場合は「入学料・授業料免除」を申請することはできませんので、ご回答前に下記の URL より「申込資格」をご確認ください。

※大学院生や外国人留学生は対象外です。

↓高等教育の修学支援新制度の「申込資格」はこちら↓

[https://www.jasso.go.jp/purpose/shogakukin/detail/1193868\\_1548.html](https://www.jasso.go.jp/purpose/shogakukin/detail/1193868_1548.html)

### ・「大阪大学授業料免除等制度」の免除について

上記の高等教育の修学支援新制度の「申込資格」に該当しない方が対象です。

※上記「高等教育の修学支援新制度」の「申込資格」がある場合、学力基準や家計基準を満たしているか否かに関わらず、大阪大学授業料免除等制度の申請資格はありません。

なお、入学料免除を申請せず入学料収納猶予のみ単願申請する場合は、全員③に該当します。

## 入学料免除又は入学料収納猶予を申請

次の内容を確認の上、該当する項目を選択してください。

- ①日本学生支援機構の給付奨学金【予約採用】を大阪大学入学前に申し、予約採用候補者になった方
  - ※高等教育の修学支援新制度：学部学生該当（外国人留学生<sup>※</sup>除く）<sup>※</sup>在籍資格が“留学”の方。以下同じ。
  - ※貸与奨学金のことではありません。
- ②日本学生支援機構の給付奨学金を【4月（秋入学の場合は9～10月）に申請予定】の方
  - ※高等教育の修学支援新制度：学部学生該当（外国人留学生除く）
  - ※貸与奨学金のことではありません。
- ③大阪大学授業料免除等制度による入学料免除・収納猶予申請予定の方
  - ※大阪大学授業料免除等制度：大学院生、外国人留学生、及び上記①②に当てはまらない学部学生該当
  - ※入学料免除を申請せず入学料収納猶予のみ単願申請する場合は、全員③に該当します。

赤枠内の選択肢は、原則次の方が該当します。

①または②...日本人等学部学生

③...大学院生・私費外国人留学生

令和7年度からの多子世帯への授業料等無償化については、左記②から入学料免除の事前申請を行ってください。  
FAQはこちら(文部科学省HP)⇒



申込資格QRコード

※但し、**高等教育の修学支援新制度の申込資格を満たさない方は日本人等学部学生でも③に申請できる場合があります**ので、右上の申込資格QRコードより必ず申込資格を確認してください。

※上記によらず、入学料免除を申請せず入学料収納猶予のみ単願申請する場合、③に該当します。